

議案第31号

斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

法令等による災害派遣要請に基づき当町の職員を被災地に派遣する場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による災害派遣手当の支給に関し、派遣する地方公共団体における災害派遣手当の支給の有無により、不均衡を生じることがないように、これに相当する職員手当を支給するため、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）特殊勤務手当の種類及び支給要件の追加（第2条の改正規定）

- ① 特殊勤務手当の種類に、災害被災地赴任手当を追加します。
- ② 災害被災地赴任手当は、地方自治法による災害派遣手当の支給対象となる派遣要請等に基づく職員派遣であって、派遣先の地方公共団体から災害派遣手当が支給されない場合に限り支給することとします。

（2）災害被災地赴任手当の金額等の追加（別表の改正規定）

災害被災地赴任手当の金額は、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の規定による災害派遣手当の金額に準じた額とします。

2. 施行期日

公布の日から施行します。